

小野校区運営協議会規約

小野校区運営協議会

小野校区運営協議会規約

- 第 1 条 (名 称) この会は、小野校区運営協議会(以下「運営協議会」という。)と称する。
- 第 2 条 (目 的) 運営協議会は、小野校区を範域とし、小野小学校内「ホタルの宿」を活動拠点とし、地域住民の総意に基づき地域住民のために、連携協調して青少年育成、健康福祉、防犯防災、地域づくり等の事業活動を展開し、地域活動等の活性化を図ることを目的とする。
- 第 3 条 (事 業) 運営協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。
(1) 地域全体のより良い連携づくりを目指す事業
(2) 地域住民の親睦とふれあい活動を支援し、交流を図る活動
(3) 運営協議会の広報宣伝に関する活動
(4) 市の行政施策に対する支援、協力に関する事項
(5) その他目的達成に必要な事項
- 第 4 条 (組織及び 会員) 運営協議会は小野校区の各行政区で構成し、会員は小野校区各行政区民をもって組織する。
- 第 5 条 (役 員) 運営協議会は次の役員を置く。
(1) 会 長 1名
(2) 副会長 1名
(3) 校区区長会 5名
(4) 部会長 5名
(5) 会 計 1名
(6) 事務局長 1名
(7) 事務局次長 1名
(8) 監 事 2名 (校区代表区長・校区区長会会計)
- 第 6 条 (役員の仕事) 役員の仕事は、次の通りとする。
(1) 会長は、運営協議会を代表し、会務を総括する
(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する
(3) 部会長は、部会を統括する。また、部員の意見を集約し役員会に提議するとともに、役員会の審議内容を部会に報告する
(4) 会計は、運営協議会の運営及び活動に伴う経理の収支を記録し、決算報告をする
(5) 事務局長は、運営協議会の運営に関する事務業務を管掌するとともに、各組織や関係機関との連絡調整や運営協議会の管理運営を行う
(6) 事務局次長は、事務局長の指揮を受け事務処理をするとともに、事務局長に事故あるときは、その職務を代行する
(7) 監事は、運営協議会の会計を監査する
- 第 7 条 (役員会) 役員会は、監事を除く役員を持って構成し必要により会長が招集する。
2 役員会は、次の事項について協議、主宰する。
(1) 年間事業計画の策定に関する事項
(2) 予算・決算の作成及び予算の更正に関する事項
(3) 規約の改廃及び規則の制定または改廃に関する事項
(4) 部会活動の支援及び助言に関する事項
(5) 行政機関等に関する案件の処理及び実行を促進する活動
(6) 特別委員会設置に関する事項
(7) その他会長が必要と認める事項

- 第 8 条 役員
(役員の任期) 2 役員の任期は1年とし、再任は妨げない。
2 欠員により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第 9 条 運営協議会の活動を促進するため、次の部会を置く。
(部会の設置) (1) 広報部会
(2) 青少年育成部会
(3) 健康福祉部会
(4) 防犯防災部会
(5) 地域づくり部会
2 各部会には、部会長1名、副部会長1～2名の他、それぞれの部会に属する団体の中から選出された委員で構成する。
- 第 10 条 各部会は、活動内容促進のため次の各号に掲げる事項を協議する。
(協議) (1) 各部会の年間活動計画・活動報告に関する事項
(2) 部会の予算、決算に関する事項
(3) 活動促進に対する協議及び部会間の連絡調整に関する事項
2 協議の際には書記を置き、活動状況・協議の概要を付した議事録を作成し事務局に提出する。
- 第 11 条 部会委員の任期は1年とし再任は妨げない。
(部会委員の任期)
- 第 12 条 特定の事業の実施、特に重要な案件、または長期的に調査等を必要とする事業については、目的推進のため特別委員会を設置することができる。
(特別委員会の設置)
- 第 13 条 総会は、役員及び部会委員による総会とし、定時総会及び臨時総会とする。
(総会) 2 定時総会は、原則として事業年度終了後2ヶ月以内に、臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または、運営委員会の過半数からの要請があった時開催する。
3 総会は、役員及び部会委員の過半数の出席(委任状提出を含む)で成立する。
4 総会の議長は、出席委員の中から選出し、議決は出席者の過半数の同意を要する。可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 第 14 条 総会は、次に掲げる事項を議決する。
(総会の決議事項) (1) 事業計画・事業報告に関する事項
(2) 予算・決算に関する事項
(3) 規約の改廃等に関する事項
(4) 新役員の承認に関する事項
(5) その他運営協議会の運営に関し、必要と認められる事項
- 第 15 条 運営委員会委員は、役員及び各部会の委員で構成する。
(運営委員会) 2 運営委員会は、原則として会長が年2回招集する。
- 第 16 条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
(運営委員会の協議事項) (1) 運営協議会全体としての事業の企画立案に関する事項
(2) 各部会事業への必要な助言に関する事項
(3) 特別委員会、部会の報告に関する事項
(4) その他会長が、必要と認めた事項
- 第 17 条 委員の任期は1年とし、再任は妨げない。
(委員の任期)

- 第 18 条
(情報の公開) 運営協議会の会議・議事録等については、原則として公開する。
- 第 19 条
(事務局) 小野小学校内「ホテルの宿」に運営協議会事務局を置く。
- 第 20 条
(事務局長
及び局員) 事務局に、事務局長、事務局次長その他必要な局員を置く。
- 第 21 条
(経 費) 運営協議会の運営に関する経費は、負担金、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。
- 第 22 条
(負担金) 運営協議会を円滑に運営するため、各行政区は負担金を納入するものとする。
- 第 23 条
(会計年度) 運営協議会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第 24 条
(雑 則) この規約に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、役員会が定める。
- (附 則) この規約は平成18年4月1日から施行する。
(附 則) この規約は平成20年7月1日から施行する。